

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-3
許認可等の種類	食鳥処理管理者の養成施設の登録			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号			
許認可等の概要	食鳥処理管理者の養成施設の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(食鳥検査)第12条</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。</p> <p>三 都道府県知事の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者</p> <p>7 第5項第3号の養成施設及び同項第4号の講習会の登録に関して必要な事項は政令で、受講科目その他同項第3号の養成施設及び同項第4号の講習会の課程に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第1条から第7条</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第8条から第13条</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			